

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月10日

兵庫県知事 殿

提出者
住 所 兵庫県加古川市野口町水足671-4
氏 名 ハリマエムアイディ株式会社
加古川工場 工場長 青木弘文
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 079-424-2312

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ハリマエムアイディ株式会社 加古川工場
事業場の所在地	兵庫県加古川市野口町水足671-4
計画期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日

当該事業において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	1696 化学工業・天然樹脂製品、木材化学製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 580,000万円（平成25年度実績）
③ 従業員数	32人（平成26年1月時点）

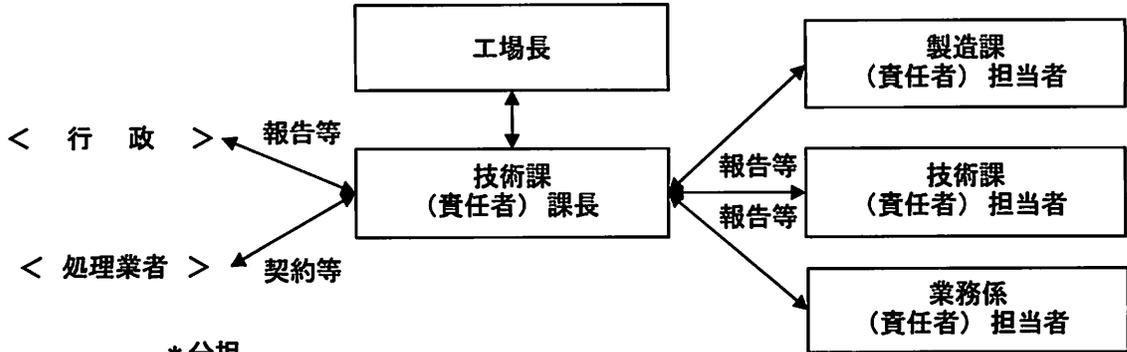
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>燃料 ↓ 燃焼 > ① 燃え殻、ばいじん ↓ 蒸気</p> <p>① 燃え殻、ばいじん 収集運搬<委託:九州運輸建設>→資源リサイクル<委託:光和精鉱></p>
----------------------	--

（日本工業規格A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



* 分担

工場長

- 工場内の廃棄物処理計画等の策定、部署間の調整、行政への報告

技術課(担当:課長)

- 廃棄物処理計画の作成
- 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び適正処理の確認
- 委託契約の締結
- 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理
- 従業員に対する教育、啓発

製造課、技術課、業務係(担当:全部署)

- 部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	排出量	14t	79t
	(これまでに実施した取組) バイオマス燃料の為、燃料品質により変動あり。 (平成21年度までは0tです。)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	排出量	15t	78t
	(今後実施する予定の取組) 燃料品質によって変動する為、毎月品質を確認し適切に処理する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻:ボイラー整備の都度、燃え殻の分析を行って特別管理産業廃棄物と一般産業廃棄物を区分し、置場を分けて管理している。 ばいじん:毎月ばいじんの分析を行って特別管理産業廃棄物と一般産業廃棄物を区分し、置場を分けて管理している。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻:現状と同様に分別する。 ばいじん:現状と同様に分別する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	全処理委託量	14t	79t
	優良認定処理業者への 処理委託量	14t	79t
	再生利用業者への 処理委託量	14t	79t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者の調査・選定・契約締結を実施し、埋立処理を廃止した。		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	全処理委託量	15t	78t
	優良認定処理業者への 処理委託量	15t	78t
	再生利用業者への 処理委託量	15t	78t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t
(今後実施する予定の取組) 平成24年度に続いて、全量再生利用業者への処理委託を行う。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に、「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。